

# 「生命保険料控除制度」の改正と 保険料控除申告書の記入方法のご案内

平成 24 年 1 月より「生命保険料控除制度」が改正になりました。これに伴い、「保険料控除申告書」の記入方法が変更されましたので、改正された制度の概要と申告書の記入方法についてご案内いたします。  
(生命保険料控除とは、払込保険料の一定額が、所得税と住民税の対象となる所得から控除され、税負担が軽減される制度です。)

## 1. 改正の概要

従来の「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加えて平成 24 年 1 月から「**介護医療保険料控除**」が新設されました。

控除額はそれぞれについて計算され、各控除限度額は所得税 **4 万円**、住民税 **2.8 万円**です。これにより所得税の場合、全体の控除限度額が **12 万円**に引き上げられました。(住民税の全体の控除限度額に変更はありません。)

### 旧制度

契約日が平成 23 年 12 月 31 日以前の保険契約

控除の種類	控除限度額	
	所得税	住民税
一般生命保険料控除	5 万円	3.5 万円
個人年金保険料控除	5 万円	3.5 万円
全体	10 万円	7 万円

### 新制度

契約日が平成 24 年 1 月 1 日以降の保険契約

控除の種類	控除限度額	
	所得税	住民税
一般生命保険料控除	4 万円	2.8 万円
<b>介護医療保険料控除</b>	4 万円	2.8 万円
個人年金保険料控除	4 万円	2.8 万円
全体	<b>12 万円</b>	7 万円

※個人年金保険料控除は、個人年金保険料税制適格特約(90)の付加が必要です。

## 2. 現在ご加入の保険の生命保険料控除について

契約日が平成 24 年 1 月 1 日以降のご契約については**新制度が適用**されます。

契約日が平成 23 年 12 月 31 日以前のご契約は、原則として、平成 24 年 1 月 1 日以降も**旧制度が適用**されますが、平成 24 年 1 月 1 日以降に「更新」「転換」「保障一括見直し」「所定の特約中途付加」を行った場合は、その時点から新制度が適用されます。

生命保険料控除証明書イメージ

生命保険料控除証明書	
適用制度：旧制度・新制度	
ご契約者 住生 太郎 様	証明年度 平成 24 年
***お受取人 *****	年金お受取人生年月日 *****
証券番号	保険種類

控除証明書上段に「適用制度」が表示されていますので、こちらでご確認ください。

証明書の記載	ご契約に適用される制度
旧制度	旧制度のみ適用
新制度	新制度のみ適用
旧制度・新制度	旧・新制度双方が適用

## 3. 生命保険料控除証明書の発行について

生命保険料控除証明書は「スマセイ安心だより」に同封して 10 月下旬から 11 月上旬にかけて郵送します。

※ご契約によっては、見開きハガキで届く場合などがあります。

生命保険料控除証明書の紛失、またはお手元に届かない場合には再発行させていただきます。

インターネットまたはコールセンター・ご来店窓口でお手続きいただけます。

### インターネットでのお手続き

住友生命 検索  
<http://www.sumitomolife.co.jp>  
ご契約者さま>お手続一覧>生命保険料控除証明書再発行  
必要項目をご入力ください。その後 1 週間程度で郵送いたします。  
詳しくは当社ホームページをご覧ください。

### スマセイコールセンターでのお手続き

☎ 0120-307506

(証券番号をあらかじめお確かめのうえお電話願います。)

【受付時間】月～金曜日 午前9時～午後6時  
土曜日 午前9時～午後5時  
(日・祝日・12/31～1/3を除く)

- ・記載の内容は、平成 24 年 4 月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。
- ・当社商品のご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「ご契約重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-定款・約款」を必ずご覧ください。  
収サ-12-0026(1/2 ページ) **必ず他のページもご覧ください。**

## 4. 保険料控除申告書の記入方法について

以下の記入手順に沿って申告書にご記入ください。(当社以外の証明書をお持ちの場合は、あわせて申告ください。)

### ■ 申告書の記入手順

- 1 ~ 5 は一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料ごとに同じ手順を繰り返す → 6 を記入する
- 一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料の区分ごと、かつ「新旧区分」ごとに証明書から転記する

<b>1</b>	<b>契約の基本情報を記入する</b> 「保険会社名」、「保険種類」、「保険期間」、「契約者氏名」を転記し、「受取人氏名」、「続柄」を記入する ※「受取人」はお手元の保険証券でご確認ください	<b>4</b>	<b>保険料控除額を計算する</b> ●A欄の金額を計算式Ⅰ(新保険料等用)で計算し、①欄へ記入する(40,001円以上でも最高40,000円) ●B欄の金額を計算式Ⅱ(旧保険料等用)で計算し、②欄へ記入する(50,001円以上でも最高50,000円)
<b>2</b>	<b>支払った保険料を記入する</b> 「新旧区分」、「申告額」を転記する ※一般の生命保険料は一般の生命保険料欄へ、介護医療保険料は介護医療保険料欄へ、個人年金保険料は個人年金保険料欄へ、それぞれ転記する(注)「介護医療保険料」は、「新制度」のみなので、「区分」の記入は不要	<b>5</b>	<b>最終的な保険料控除額を記入する</b> ●①欄と②欄の合計を③欄に記入する(40,001円以上でも最高40,000円) ●②欄と③欄の大きい方の金額を④欄に記入する
<b>3</b>	<b>支払った保険料を「新旧区分」ごとに合計する</b> ●「新制度」の保険料の金額を合計し、A欄へ記入する ●「旧制度」の保険料の金額を合計し、B欄へ記入する	<b>6</b>	<b>各区分ごとの保険料控除を合計する</b> ●①②③の金額を合計する(合計が120,001円以上でも最高120,000円) (注)旧制度対象契約のみで申告する場合は最高100,000円

### ◆ 給与所得者の保険料控除申告書 ◆

(記入例)

	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新旧区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(公積金等受けた剰余金等除後の金額)(a)	給与の支払者の確認印	
					氏名	あなたとの続柄				
一般の生命保険料	位友生命	終身保険	終身	佐生 太郎	佐生 すみれ	妻	新⑤	36,000 円	←	
	位友生命	終身保険	終身	佐生 太郎	佐生 すみれ	妻	旧⑥	72,000 円		
	3		4		5		計(①+②)			③ (最高40,000円) 40,000 円
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額		A 72,000 円		Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		① (最高40,000円) 38,000 円			④ (最高40,000円) 40,000 円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B 36,000 円		Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額		② (最高50,000円) 30,500 円				
介護医療保険料	位友生命	終身保険	終身	佐生 太郎	佐生 すみれ	妻		81,000 円	←	
(a)の金額の合計額		C 81,000 円		Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		⑤ (最高40,000円) 40,000 円		⑦ (最高40,000円) 40,000 円		
個人年金保険料	位友生命	確定年金	10年	佐生 太郎	佐生 太郎	本人	新⑧	120,000 円	←	
	D		E		計(④+⑤)		⑥ (最高40,000円) 40,000 円			
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額		D 0 円		Dの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		④ (最高40,000円) 0 円			
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		E 120,000 円		Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額		⑤ (最高50,000円) 50,000 円			
計算式Ⅰ(新保険料等用)				計算式Ⅱ(旧保険料等用)				生命保険料控除額計(⑦+⑧+⑨) (最高120,000円) 120,000 円		
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式		6		
20,000円以下		A、C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額		生命保険料控除額		
20,001円から40,000円まで		A、C又はD×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		B又はE×1/2+12,500円		←		
40,001円から80,000円まで		A、C又はD×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		B又はE×1/4+25,000円		生命保険料控除額		
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円		←		

### 生命保険料控除証明書

※右記はイメージです。実際の控除証明書とは異なります。

- ・ 記載の内容は、平成24年4月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。
- ・ 当社商品のご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「ご契約重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-定款・約款」を必ずご覧ください。

生命保険料控除証明書		1件目	
適用制度：旧制度・新制度			
ご契約者 佐生 太郎 様		証明年度 平成24年	
***お受取人 佐生 太郎 様		***お受取人氏名 佐生 太郎 様	
証券番号 第111111111111号		保険種類 終身保険	
年金支払開始日 平成14年4月1日		契約方法 積立	
保険期間 終身		保険料支払開始日 平成14年10月1日	
配当金(相当額) (a) 36,000円		配当金(相当額) (b) 36,000円	
個人年金保険料(c) 48,000円		個人年金保険料(d) 48,000円	
介護医療保険料(i) 54,000円		介護医療保険料(j) 54,000円	
保険料 旧制度 平成24年 1月から3ヶ月分		保険料お払込状況 払込中	
新制度 平成24年 4月から6ヶ月分		払込中	
証明日 平成24年10月3日			
(ご参考) 本年(証明年度)12月末時点のご申告予定額は次のとおりです。			
旧制度	年間一般生命保険料(i)	配当金(相当額)(b)	一般申告額(i)-(b) 36,000円
旧制度	年間個人年金保険料(n)	配当金(相当額)(c)	個人年金申告額(n)-(c) 48,000円
旧制度	年間一般保険料(k)	配当金(相当額)(d)	一般申告額(k)-(d) 72,000円
新制度	年間個人年金保険料(l)	配当金(相当額)(e)	個人年金申告額(l)-(e) 48,000円
新制度	年間介護医療保険料(o)	配当金(相当額)(f)	介護医療申告額(o)-(f) 54,000円

生命保険料控除証明書		2件目	
適用制度：旧制度(新制度の証明額はありませぬ)			
ご契約者 佐生 太郎 様		証明年度 平成24年	
***お受取人 佐生 太郎 様		***お受取人氏名 佐生 太郎 様	
証券番号 第222222222222号		保険種類 確定年金	
年金支払開始日 平成20年10月1日		契約方法 積立	
保険期間 平成41年10月1日		保険料支払開始日 平成21年10月1日	
配当金(相当額) (a) 9,000円		配当金(相当額) (b) 9,000円	
個人年金保険料(c) 120,000円		個人年金保険料(d) 120,000円	
介護医療保険料(i) 54,000円		介護医療保険料(j) 54,000円	
保険料 旧制度 平成24年 1月から9ヶ月分		保険料お払込状況 払込中	
新制度 平成24年 10月から12ヶ月分		払込中	
証明日 平成24年10月3日			
(ご参考) 本年(証明年度)12月末時点のご申告予定額は次のとおりです。			
旧制度	年間一般生命保険料(i)	配当金(相当額)(b)	一般申告額(i)-(b) 9,000円
旧制度	年間個人年金保険料(n)	配当金(相当額)(c)	個人年金申告額(n)-(c) 120,000円
旧制度	年間一般保険料(k)	配当金(相当額)(d)	一般申告額(k)-(d) 129,000円
新制度	年間個人年金保険料(l)	配当金(相当額)(e)	個人年金申告額(l)-(e) 120,000円
新制度	年間介護医療保険料(o)	配当金(相当額)(f)	介護医療申告額(o)-(f) 54,000円